

佐倉市災害予防対策事業補助金等交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐倉市災害対策条例（平成14年佐倉市条例第23号。以下「災害対策条例」という。）に基づく災害による被災者及び災害の予防等を行う者に対する補助金及び助成金（他の条例又は規則に特別の定めがあるものを除く。以下「補助金等」という。）の交付に関して、佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年佐倉市規則第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金等の種類、対象及び額)

第2条 災害対策条例に基づき交付する補助金等の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、当該補助金等の対象及び額は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 木造建築物耐震診断補助金 当該補助金の対象及び額は、次に掲げるとおりとする。

ア 木造建築物耐震診断補助金は、平成12年5月31日以前に建築され、居住の用に供している木造住宅の耐震診断に要する経費を対象とし、その経費の一部を補助するものとする。

イ 木造建築物耐震診断補助金の額は、当該耐震診断に要した経費で市長が適当と認める経費の3分の2とし、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅にあつては88,000円、同日後に建築された木造住宅にあつては44,000円を限度とする。

(2) 木造住宅補強改造工事補助金 当該補助金の対象及び額は、次に掲げるとおりとする。

ア 木造住宅補強改造工事補助金は、平成12年5月31日以前に建築され、居住の用に供している木造住宅の補強改造工事に要する経費を対象とし、その経費の1部を補助するものとする。

イ 木造住宅補強改造工事補助金の額は、当該補強改造工事に要した経費で市長が適当と認める経費の5分の4とし、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅にあつては115万円（2段階に分けて行う補強改造工事の場合は、段階ごとに575,000円）、同日後に建築された木造住宅にあつては58万円を限度とする。

(3) かさ上げ工事等補助金 当該補助金の対象及び額は、次に掲げるとおりとする。

ア かさ上げ工事等補助金は、浸水による被害防止を図るため、居住の用に供している住宅等のかさ上げ工事等に要する経費を対象とし、その経費の1部を補助するものとする。

イ かさ上げ工事等補助金の額は、当該かさ上げ工事等に要した経費で市長が適当と認める経費の2分の1とし、100万円を限度とする。

(4) がけ地崩壊防止事業費補助金 当該補助金の対象及び額は、次に掲げるとおりとする。

ア がけ地崩壊防止事業費補助金は、がけ地の崩壊による災害を防止するため、がけ地崩壊防

止工事に要する経費を対象として、その経費の1部を補助するものとする。

イ がけ地崩壊防止事業費補助金の額は、当該がけ地崩壊防止工事に要した経費で市長が適当と認める経費の2分の1とし、1事業につき200万円を限度とする。

(5) 自主防災組織活動助成金 当該助成金の対象及び額は、次に掲げるとおりとする。

ア 自主防災組織活動助成金は、市長が適当と認める自主防災組織の設立及び活動に要する経費並びに設立の日から起算して10年を経過する日の属する年度の翌年度以後において自主防災組織が行う資機材等の修理及び購入に要する経費（以下「資機材経費」という。）を対象とし、その経費の一部を助成するものとする。

イ 自主防災組織活動助成金の額は、設立に対する助成は2万円で設立時の1回を限度とし、活動に対する助成は年間2万円で5年間を限度とし、資機材経費に対する助成は10万円で2回（2回目の助成の場合は、10万円から1回目に助成した額を差し引いた額）を限度とする。

(6) 災害被災者賃貸住宅助成金 当該助成金の対象及び額は、次に掲げるとおりとする。

ア 災害被災者賃貸住宅助成金は、災害による住家の全焼等により、賃貸住宅への仮住まいを余儀なくされた場合に、市長が適当と認める家賃の支払いに要する経費を対象とし、その経費の一部を助成するものとする。

イ 災害被災者賃貸住宅助成金の額は、当該家賃の月額額の2分の1で、3万円を限度とし、期間は、12月とする。

(7) 災害予防・復旧工事資金利子補給補助金 当該補助金の対象及び額は、次に掲げるとおりとする。

ア 災害予防・復旧工事資金利子補給補助金は、災害の予防工事及び復旧工事に要する資金を金融機関から融資を受けた場合に、市長が適当と認める融資に対する利息の支払いに要する経費を対象とし、その一部を補助するものとする。

イ 災害予防・復旧工事資金利子補給補助金の利子補給の率は、年利3パーセント又は当該融資利率の低い方とする。

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第15号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年 3 月29日規則第36号）

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月30日規則第19号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月29日規則第41号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月27日規則第 号）

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。